

○一般職の職員の給与に関する法律（抄）

（昭和二十五年四月三日）

（法律第九十五号）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ 行政職俸給表（二）

二 専門行政職俸給表（別表第二）

三 税務職俸給表（別表第三）

四 公安職俸給表（別表第四）

イ 公安職俸給表（一）

ロ 公安職俸給表（二）

五 海事職俸給表（別表第五）

イ 海事職俸給表（一）

ロ 海事職俸給表（二）

六 教育職俸給表（別表第六）

イ 教育職俸給表（一）

ロ 教育職俸給表（二）

七 研究職俸給表（別表第七）

八 医療職俸給表（別表第八）

イ 医療職俸給表（一）

ロ 医療職俸給表（二）

ハ 医療職俸給表（三）

九 福祉職俸給表（別表第九）

十 専門スタッフ職俸給表（別表第十）

十一 指定職俸給表（別表第十一）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、そ

の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

(昭三二法一五四・全改、昭三八法六・昭三九法一七四・昭六〇法九七・平一一法一四一・平一六法一三六・平一九法一一八・平二六法二二・一部改正)

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

(平二四法二・全改)

号俸	俸給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。